

令和4年3月25日

I R推進局推進課長以下、市職経済局支部長以下との本交渉

(所属：主査)

それでは、10月29日に申入れのあった事項について、口頭による事項も含めて、当局の考え方を推進課長より回答いたします。

(所属：推進課長)

平素は、支部長をはじめ、大阪市職員労働組合経済局支部の皆様方には、当局の円滑な業務執行に関し、何かとご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、この後の回答にて当局としての考え方を述べさせていただきますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業務応援に関しまして、局内の組合員の皆さまにご協力いただいております、この場を借りてお礼申し上げます。

それでは、申入れに対する当局の考え方について、回答いたします。

令和4年度の業務執行体制に関しまして、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編等については管理運営事項であり、職制が自らの判断と責任において行うものではありませんが、単に職員数だけを削減することは、円滑な業務執行体制に支障をきたし、複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応できないといった事態を招きかねません。

そのため、業務執行体制の確立にあたっては、事務事業の精査を加えながら、業務内容と業務量に見合った執行体制を構築していきたいと考えています。

令和4年度につきましては、組織改編は予定しておらず、勤務労働条件の変更は、現在見込んでおりません。

時間外労働時間の縮減につきましては、全庁的な取組みである「時間外勤務の縮減にかかる方針」に沿って職制として取り組むべき重要な事項であると認識しており、適切な時間外勤務の執行管理に取り組んでまいります。併せて、大阪府においても大阪府庁版「働き方改革」(第1弾・第2弾)を策定し長時間労働の抑制に取り組んでいるところでございます。

また、年次休暇につきましても、引き続き、計画的な休暇取得の促進及び休暇を取りやすい職場環境づくりに努めてまいります。

なお、労働安全衛生対策としては、府の安全衛生委員会に参画しつつ、職員の健康増進に努めてまいります。

仕事と子育ての両立につきましては、令和2年4月に策定された「大阪府特定事業主行動計画」のもと、職員が各々の職責を十分に果たしながら、安心して子育てを行えるように、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスを確保できる職場づくりに取り組んでいくべきものと認識しております。

会計年度任用職員の任用などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、業務内容や業務量を勘案のうえ、引き続き適切に行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う応援等につきましては、当局におきましては大阪府の応援依頼に基づき適宜職員の派遣を行っておりますが、今後も業務実態を勘案し、職員の健康管理等にも配慮しながら取り組んでまいりたいと考えております。

引き続きご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

「大規模災害」にかかる行政対応につきましては、近年の数次にわたる災害への対応への検証を踏まえつつ、業務継続に支障のないよう初動体制を確保すべく引き続き対応・対策の検討を行っておりますが、勤務労働条件に関わる事項が生じた場合は、協議事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えております。

それ以外の事項につきましては、当局には具体的な交渉事項がないか、あるいは市職本部と人事室間での協議事項であるか、あるいは職制が主体性をもって取り組むべき事項であると認識しております。

当局からの回答は、以上でございます。

(組合：支部長)

ただ今、「業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならない」とした基本的な考え方が示された。

我々としても、事務事業の見直しそのものを否定するものではないが、「人員マネジメント」に関わっては、申し入れの趣旨を踏まえ、あくまでも「仕事と人」の関係整理にもとづいた慎重な検討と、それに見合った要員配置を行うよう強く求めておきたい。

支部としては、現時点で判断に至る情報が全て示されるものではなく、今回示された内容から乖離し職場混乱をきたしていないかなど、我々としても引き続き状況を注視してまいりたいと考える。そのうえで、「2022年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保について」は本交渉において、勤務労働条件の変更はないこと（交渉事項なし）を確認しておくが、今後も職員の勤務労働条件に変更が生じた際には、誠意を持って協議・交渉を行うことを改めて求めておく。

また最後に、本日の内容については、新年度が差し迫っていることもあり、職場混乱が生じないよう、所属の責任として速やかに説明しておくよう再度求めておく。